

船舶事故調査報告書

平成23年8月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 石 川 敏 行
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成22年12月25日 06時30分ごろ
発生場所	石川県珠洲市蛸島漁港東方沖 珠洲市所在の蛸島港第1防波堤灯台から真方位085° 2,550m付近 （概位 北緯37° 26.4′ 東経137° 19.9′）
事故調査の経過	平成22年12月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年3月15日 免許証交付日 平成18年4月19日 （平成23年4月18日まで有効） 甲板員 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年3月6日 免許証交付日 平成20年3月6日 （平成25年3月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡れ損
事故の経過	本船は、平成22年12月25日05時30分ごろ、定置網の網起こしを終え、僚船（以下「僚船A」という。）にえい航されて無人で蛸島漁港に向かった。 本船は、共に帰航中であった別の僚船（以下「僚船B」という。）が蛸島漁港東方の海岸に乗り揚げたことを知ったことから、僚船Bにえい航用ロープを渡すため、僚船Aに乗船していた乗組員のうち2人が船長及び甲板員として本船に乗り組み、06時15分ごろ、僚船Bが乗り揚げている海岸に向かった。 船長は、海岸から少し離れた沖では波が大きくなかったため、僚船Bが

	<p>乗り揚げた場所付近の磯波も大きくはないだろうと予想していたが、海岸に近づくにつれて波高が大きくなっていることを知った。</p> <p>本船は、波にもまれながら約1～2ノットの速力で僚船Bに接近中、06時30分ごろ、蛸島港第1防波堤灯台から真方位085° 2,550m付近において、磯波を受けて転覆した。</p> <p>海に投げ出された船長及び甲板員は、自力で海岸に上がった。</p> <p>本船は、天候の回復を待って27日に陸に引き上げられた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 雪、風向 西、風力 6、視界 不良</p> <p>能登北部には、波浪警報及び風雪注意報が発表されていた。</p> <p>海象：波高 5.2m</p> <p>当日の日出時刻は、07時03分であった。</p>								
その他の事項	<p>船長及び甲板員は、共に救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、蛸島漁港東方の海岸に乗り揚げた僚船Bにえい航用ロープを渡そうとして僚船Bに接近中、磯波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、蛸島漁港東方の海岸に乗り揚げた僚船Bにえい航用ロープを渡そうとして僚船Bに接近中、磯波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、蛸島漁港東方の海岸に乗り揚げた僚船Bにえい航用ロープを渡そうとして僚船Bに接近中、磯波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、蛸島漁港東方の海岸に乗り揚げた僚船Bに接近中、磯波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>								